

eL-QRを活用した公金収納の 開始に向けた留意事項等について 【1.0版】

令和7年2月
総務省自治行政局市町村課
行政経営支援室

はじめに

- eL-QRを活用した公金収納は、①住民・事業者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③地方公共団体の事務負担軽減の3つのメリットの実現を目指すものです。（→資料A・B）

- ①住民・事業者の利便性向上 : 住民のキャッシュレス決済に対するニーズの高まりへの対応として、支払い手段と支払い可能な金融機関の選択肢を広げることができるほか、自治体の区域をまたいで事業活動を行う事業者にとって、公金の支払い手段や支払い可能な金融機関が同一となることで事務負担の軽減が見込まれる。
- ②金融機関の事務負担軽減 : 紙の納付書の仕分け・管理等が金融機関の大きな事務負担となっているが、eL-QRを活用した公金収納では、紙の納付書の仕分け・管理等は不要となり、事務負担の軽減が見込まれる。
- ③地方公共団体の事務負担軽減 : 納付情報が自動でデータ化されるため、入力事務等の省力化が見込まれるほか、スマホ決済アプリ事業者等との契約業務や手数料の交渉を地方税共同機構が行うため、これらの事務負担の軽減が見込まれる。

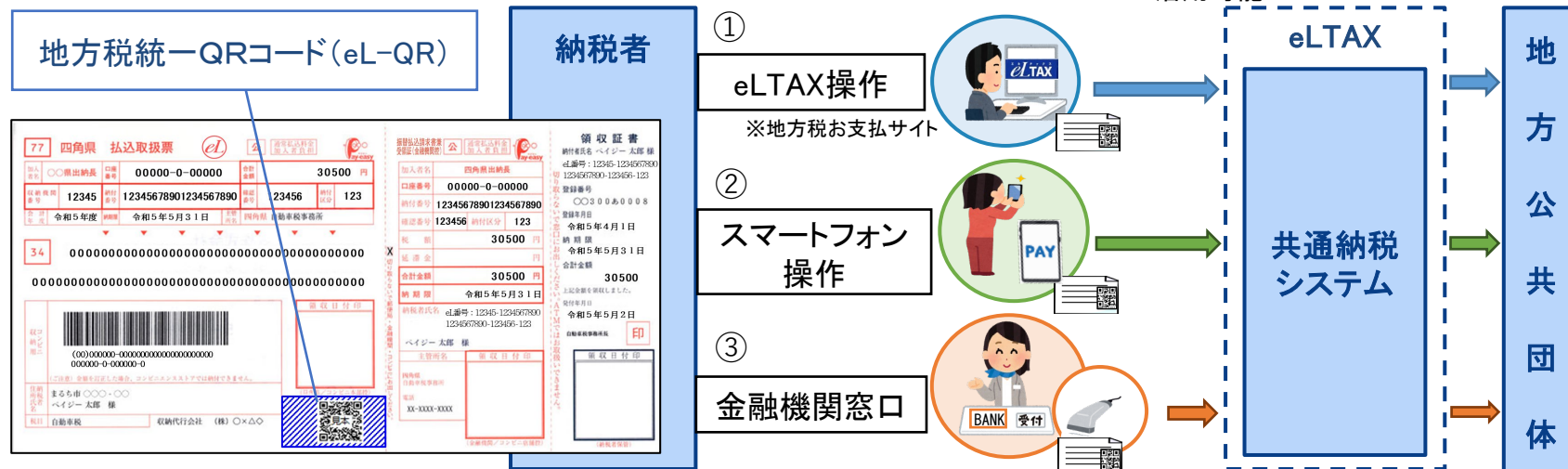
- 国及び地方税共同機構においては、eL-QRを活用した公金収納の令和8年9月の開始に向けて、eLTAXの改修、関係法令の整備等の取組を進めています。
- 地方公共団体において、令和8年9月からeL-QRを活用した公金収納を開始する場合には、令和7年度からシステム改修等の具体の取組に着手していくこととなります。
- この取組を進めるにあたって、地方公共団体ごとに、導入している決済手段の状況や、納付書を発行するシステムの状況、収納消込の事務手順などは様々であり、システム改修等の取組の検討に際しては、取組の工程ごとに留意すべき事項があります。
- そこで、総務省において、先行的に検討を進められている地方公共団体や、ベンダー、地方税共同機構などからヒアリングを行い、eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項をまとめました。
- 上記の3つのメリットがあることに加え、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（→資料C）の記載も踏まえれば、eL-QRを活用した公金収納は全国的な導入が期待されます。各地方公共団体においては、本資料も活用の上、積極的な検討をお願いします。

地方公金のeLTAX経由での納付

- eL-QRを活用し、令和8年9月以降、公金の電子納付が可能に
 - 住民や事業者の利便性向上に加え、地方公共団体・金融機関の業務効率化を目指す
- 地方税共同機構、地方公共団体、金融機関、関係省庁と連携して準備を進めているところ
- eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修にかかる経費について、令和7年度より新たに創設するデジタル活用推進事業債の対象とする

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)

地方税の全税目で活用可能 **+** 地方公金へ拡大



eL-QRを活用した公金納付の対象

- ア いずれの団体も相当量の取扱件数がある公金
(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金 (道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など)
- ウ 普通会計に属する全ての公金 (歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。) 並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料

eL-QRを活用した公金収納のデジタル化で実現すること

保険料や水道料金など自治体の公金収納のために推計で年間4億件近い納付書が作成され、その多くが紙・対面での支払

→ 統一のeL-QRを活用し、支払い手段の多様化と収納管理事務の省力化が可能に



eL-QRを表示

- ・ 財務会計システムなど、収納管理に使用しているシステムにコード作成、ファイル連携機能を追加することで可能
- ・ 自治体と決済事業者の契約事務は不要

eL-QRに対応すると…

決済サービス



現状

自治体ごとに利用できる
決済サービス等が
不揃いでわかりづらい

導入後

47事業者・27アプリで
支払が可能になる

※令和7年1月31日現在

窓口での納付



自治体が指定する
金融機関でしか
支払できない

全国の金融機関で
支払が可能になる

収納管理事務



納付書の仕分け・データ
入力作業が膨大

支払い情報が
自動でデータ化され、
業務が省力化

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。（遅くとも令和8年9月までに措置）

デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。（前段の時期以降速やかに措置）

eL-QRを活用した公金収納の 開始に向けた工程と 留意すべき事項

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

目次

ステップ1	庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討	…P8
ステップ2	予算要求	…P15
ステップ3	システム改修	…P17
ステップ4	関係機関との調整	…P28
ステップ5	団体連動試験	…P30
ステップ6	運用開始に向けた体制整備	…P30

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ1 庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討

- eL-QRを活用した公金収納の導入は、庁内の複数の部署に関連するものであるため、とりまとめ担当課（最終的に出納情報の統合を行う会計担当課を主に想定）を決定する。
- とりまとめ担当課は、下記の対象公金を踏まえ、公金事務を行う原課と調整のうえ、対象とする公金の選定を行う。
- 対象公金の選定後、改修が必要となるシステムや見直しが必要な事務フローの特定を行う。
- 地方税共同機構の公開仕様書を踏まえ、とりまとめ担当課を中心に、公金事務を行う原課、財務会計システムのベンダー、個別の業務システムのベンダーとの間で、情報共有・相談をしながら、システム改修・事務フローの見直し内容について検討を行う。

【対象公金】

- ア いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）
- ウ 普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

（次ページへ続く）

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ1 庁内の体制整備、対象公金の選定、システム改修・事務フローの見直し内容検討

(前ページ続き)

(留意事項)

- ・ とりまとめ担当課は、各公金間のシステム改修内容の調整や、総務省・地方税共同機構からの情報の整理、進捗状況の把握等を中心的に行うことが考えられるが、原課が収納しているものも含めて、幅広く公金収納の現状を把握し、積極的に対応を検討すること。(→資料1-1)
- ・ 特に、8ページのア及びイの公金については、全国的に共通の取扱いとすることで大きな効果を生むものであり、令和8年9月から運用を開始することを目指して積極的に導入に向けた検討を行うこと。

ただし、システムの改修時期が迫っているなどの合理的な事由がある場合には、団体の実情に合わせて適切に対応すること。

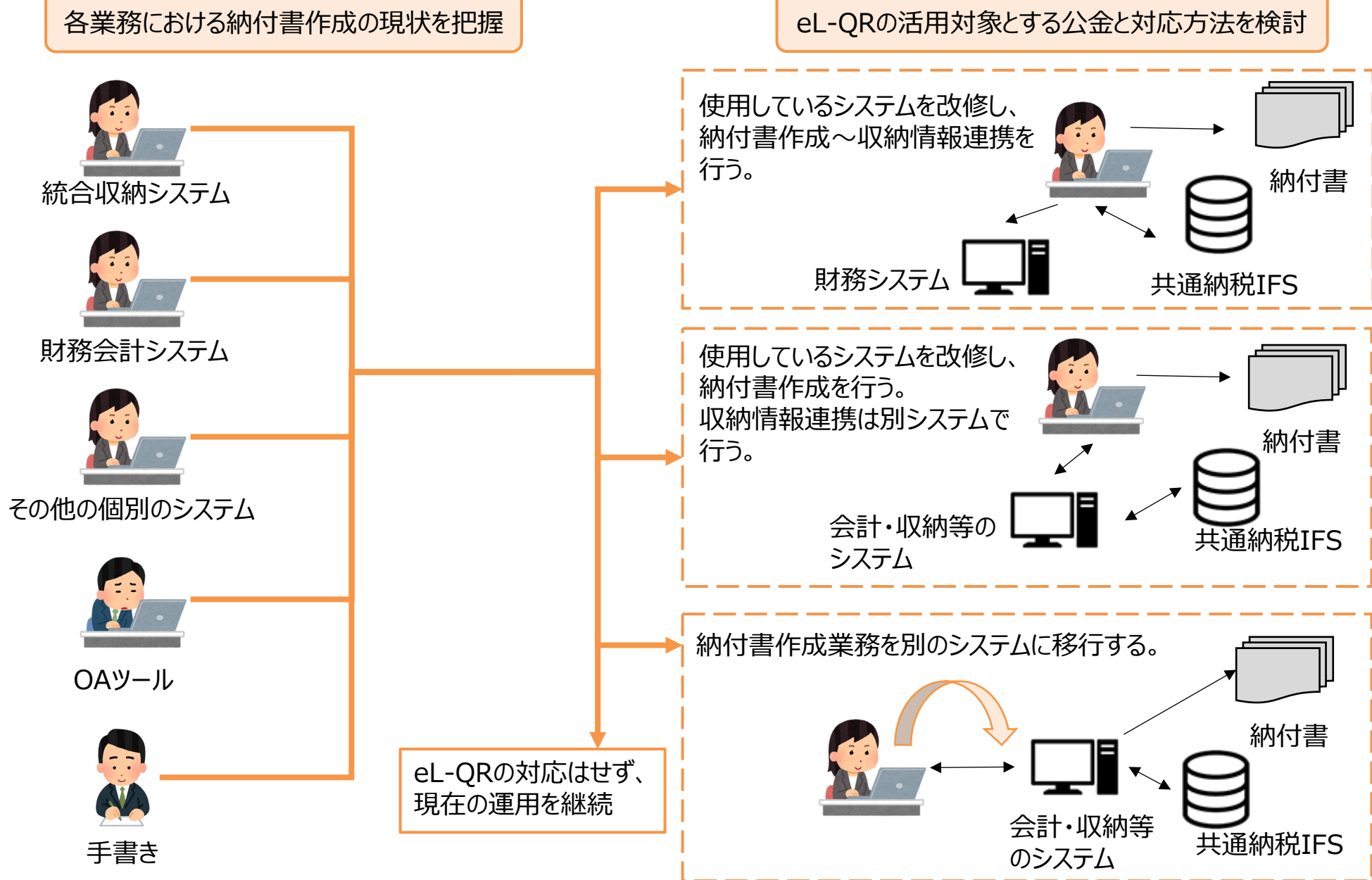
- ・ 対象公金の選定に当たっては、口座と紐づく共通納税機関コードが、団体あたり3つまでとされていることを踏まえ検討すること。

この際、現状複数口座で収納を行っている場合などに、eL-QR用の入金口座を別途設け、そこから該当口座に振替を行うこととしている例なども参考にされたい。(→資料1-2)

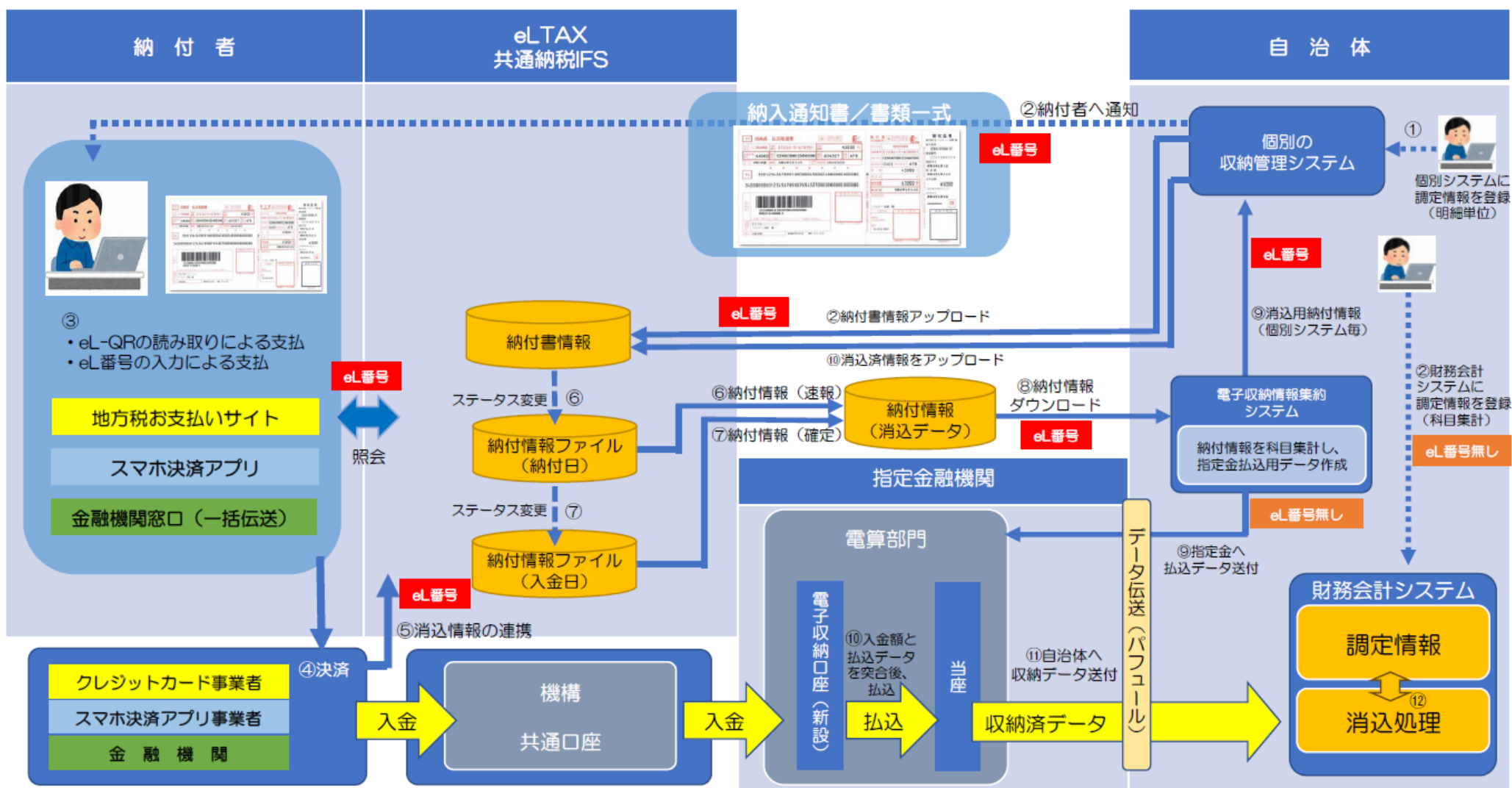
- ・ 地方税共通納税システムとの連携に当たっては、LGWANまたはインターネット接続が必要となるため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や各団体のセキュリティポリシーを踏まえて適切に対応すること。(→資料1-3)
- ・ 改修が必要となるシステム・見直しが必要な事務フローの特定に当たっては、単にeLTAXに情報連携する部分だけでなく、コンビニ収納等他の収納チャネルも含めた収納消し込み作業や、決算データの生成作業など関連する事務に係る検討を幅広く行うこと。

なお、複数の地方公共団体・ベンダーにヒアリングのうえ、想定されるシステム構成等の例を作成したので検討の参考とされたい。(→資料1-4、1-5)

(参考) 全庁的な納付書関係業務の整理イメージ



福岡県：eLTAXを用いた税外公金収納の全体フローイメージ



補足1：個別の収納管理システムにおけるeLTAXを用いた収納イメージ。

補足2：①～⑫において、同番号は、ほぼ同タイミングで実施と想定。

報告事項② ウ

地方団体における主な事務
(情報セキュリティ対策)令和6年7月4日開催
第1回公金収納検討部会

地方団体の情報セキュリティポリシーについて

- 地方自治法の改正により公金の収納事務のデジタル化(eLTAXを活用した公金納付)が可能となる。
 - 各公金部門がeLTAXを利用することで、一つの地方団体のセキュリティ対策の不備が公金収納全体へ影響を与える可能性がある。
- ⇒ 各公金所管部局職員は、税務部局職員と同様、各地方団体の情報セキュリティポリシーについて適正な運用の徹底をお願いしたい。

(情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針(※)、体制、対策等を包括的に定めた文書。当該ポリシーについては、各地方団体の情報政策担当課にご相談ください。)

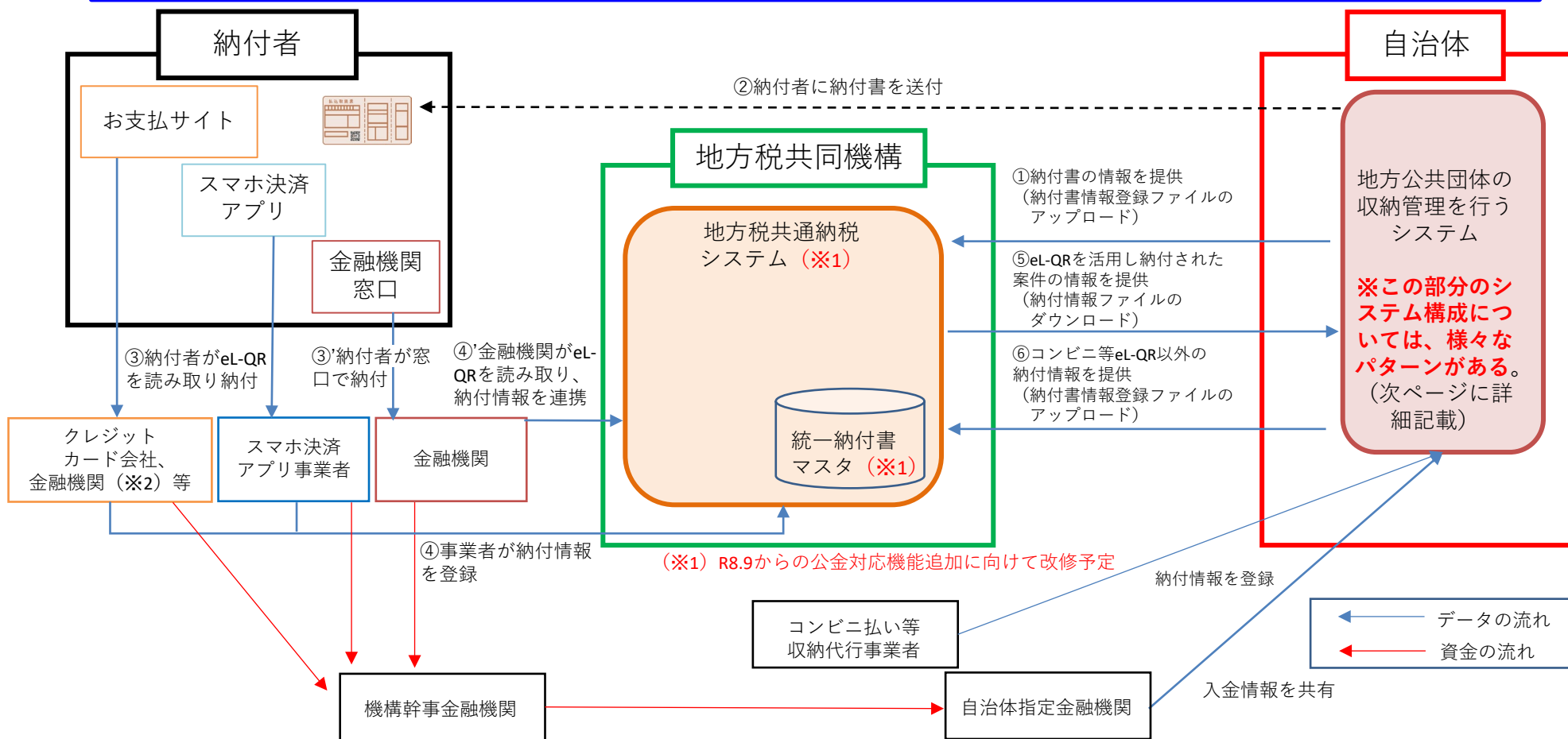
基本的なセキュリティ対策の例として、

- ・ OS及びアプリケーションの最新化
 - ・ ID及びパスワードの管理
(推測されにくく、かつ、文字数の多いパスワード設定等)
 - ・ 不正プログラム対策ソフトウェアの導入及び定期的な不正プログラム検査の実施 等
- が挙げられる。

※ 地方自治法の改正により、各地方団体に、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定と公表を義務化。(策定期限:令和8年4月1日)
方針の策定・変更について、総務大臣が指針を示すとともに、必要な助言を行う。

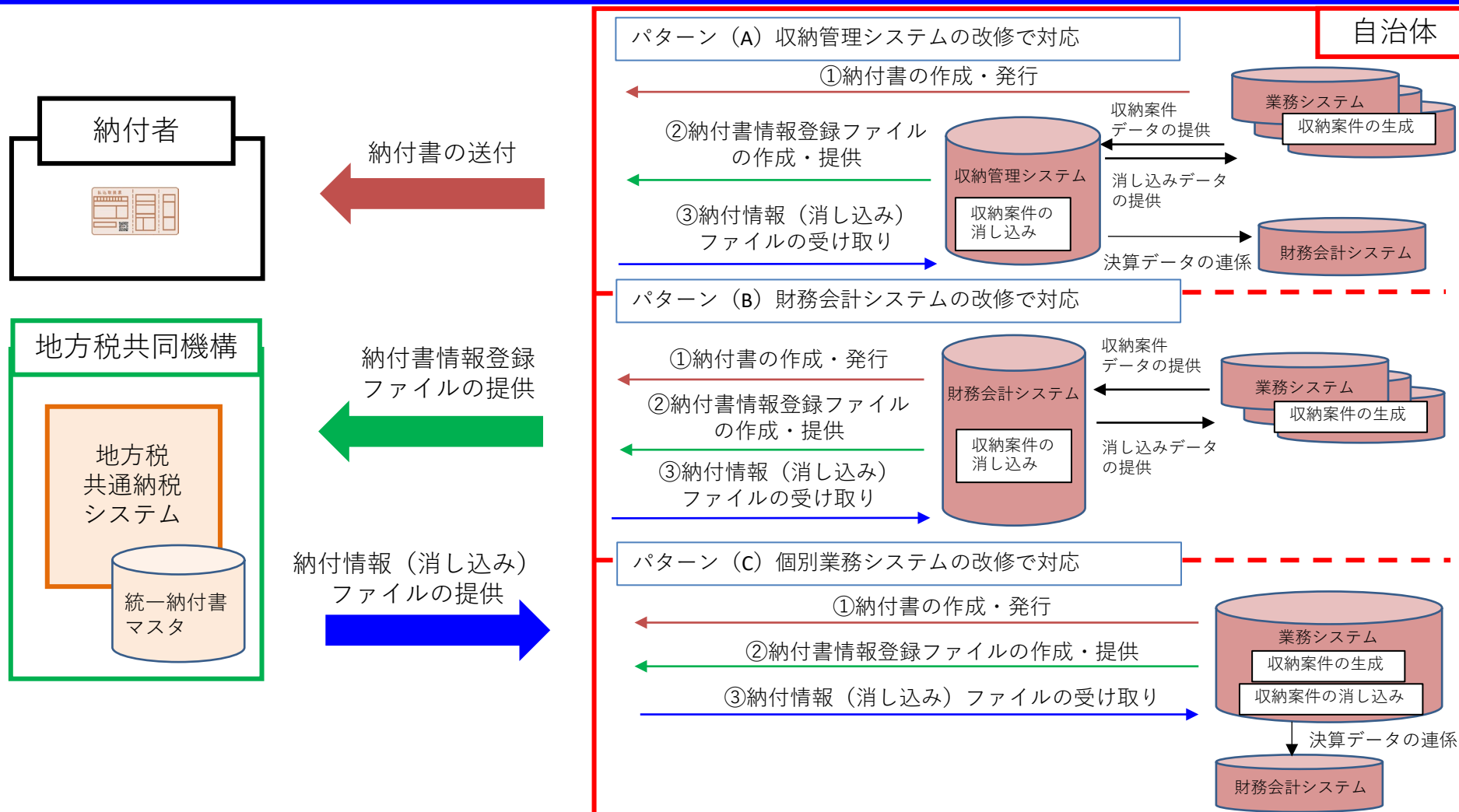
eL-QRを活用した公金収納の全体の流れ

- eL-QRを活用した公金収納を行う際の、地方公共団体・地方税共同機構・納付者・金融機関・事業者等のデータ及び資金の流れは下記に示すとおり。
- 地方公共団体内のシステム構成の状況は、団体ごとに異なるため、次ページを参考に、団体内でどのようなシステム改修が必要かを把握する必要がある。



(※2) インターネットバンキング、
ページ番号を発行してのATM操作等

- eL-QRに対応するために地方公共団体内システムに必要な機能は、大別すると以下のとおり。
- ①eL-QRを印字した納付書の作成・発行機能
 - ②eL-QRで納付を行う案件情報をeLTAXに登録する機能
 - ③②で登録した案件に対する納付・入金情報をeLTAXから受け取る機能



ステップ2 予算要求

- システム改修には1年程度要する場合もあることから、eL-QRを活用した公金収納を開始する前年度の予算にシステム改修経費を計上することを検討する。
ただし、パッケージシステムをカスタマイズせずに利用している場合などには、軽微な改修にとどまる場合もあるため、予算計上の時期についてもベンダーとの間で事前に協議を行う。

(留意事項)

- ・ eL-QRに対応するためのシステム改修経費は、新設される「デジタル活用推進事業債」の対象とされているため、これを踏まえて予算要求の検討を行うこと。 (→資料2-1)
この際、起債の対象となるのは、「eL-QRに対応するためのシステム改修」に限定されるため、それ以外の改修を併せて行う場合に、見積等により、明確に対象経費を区分できるようにすること。
(例) 財務会計システムの全体更新を行う場合に、「eL-QR付納付書を発行するための機能」「eLTAXに納付情報を登録する機能」「eLTAXから消し込み情報を受け取る機能」に係る経費を明確に区分する。
- ・ とりまとめ担当課は、公金事務を扱う原課と密に連携し、関連システムに係る予算要求に漏れがないか確認すること。
- ・ 標準化対象業務に係るシステムについては、所管省庁が示す標準仕様書の内容やスケジュール、財政措置の内容を踏まえ、予算要求を行うこと。

デジタル活用推進事業費の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ3 システム改修

- 地方税共同機構が発出している公開仕様書をはじめ、各種ドキュメントを参照のうえ、システム改修に係る仕様書を作成する。（→資料3-1）
- 個々のシステム改修の仕様書の作成は、他のシステムの改修内容や事務フローと整合的なものとする。

（留意事項）

- ・ 地方公共団体内で業務ごとに複数のシステムが納付書の発行や収納管理を行う場合においては、案件特定キーなどを活用し、個々の案件を一意に特定できるシステム構成となるよう関係者間で調整を行うこと。（→資料3-2）
- ・ eLTAXから共通納税機関コードごとに送付される納付情報ファイル（消し込み情報）等について地方公共団体内の各システムがそれぞれに必要なデータを取得できるよう、データ分割の方法について、関係課・ベンダーと調整を行うこと。
 - ※ 上記2点に関し、収納管理を財務会計システムに一元化する例や収納に係るデータの管理を委託する例等も参考にされたい。（→資料3-3）
- ・ 既に運用が開始されている地方税における、eL-QR読み取りエラーの事例も踏まえ、仕様書の段階で、できる限りエラーが生じない設計となるよう、ベンダーと協議すること。（→資料3-4）
- ・ スマホ決済アプリ等事業者においてシステム制御が求められるため、特定の税目・料金番号を付すことが必要な公金について、必ず適切な税目・料金番号を付すことができるようにすること。（→資料3-5）
- ・ 標準化対象事務に係るシステム改修は、各省庁から示される標準仕様書を踏まえたものとする必要があることから、その内容について注視すること。

【参考】公開仕様書一覧

- 地方団体向けの公開仕様書の一覧は以下のとおり（地方団体コミュニケーションツールにて掲載）
- なお、運用関連の一部資料については、今後追加で公開

項番	分類	資料名	概要	公開日
1	開発関連	全体概要（地方税共通納税システム）	地方税共通納税システムの全体概要や、共通納税IFSの基本仕様・基幹システム等との連携仕様等について記載したドキュメントである。	令和 7 年 1 月
2		API仕様書（共通納税IFS）	共通納税IFSでサーバ連携を行う際に利用するWebAPIの仕様について記載したドキュメントである。	令和 7 年 1 月
3		ファイルレイアウト仕様書（共通納税IFS）	共通納税IFSで使用するファイルの命名規則等の各種ルール、具体的なファイルレイアウトについて記載したドキュメントである。	令和 7 年 1 月
4		コード仕様書	共通納税IFSで使用するコードの仕様について記載したドキュメントである。 なお、納付情報管理ファイル・納付情報ファイルに設定されるコード値については、eLTAXのコード定義書を同梱するためこちらを参照のこと。	令和 7 年 1 月
5	調達・構築	端末要件書（共通納税IFS）	地方団体が共通納税IFSを使用するために用意する端末の要件を記載したドキュメントである。	令和 7 年 1 月
6		接続仕様書（共通納税IFS）	地方団体が用意する端末や連携サーバから共通納税IFSへ接続する際の仕様を記載したドキュメントである。	令和 7 年 1 月
7		接続手順書（共通納税IFS）	地方団体が共通納税IFSを使用するために必要となる、LGWANまたはインターネットを経由した通信を行うための設定方法について記載したドキュメントである。	令和 7 年 1 月
8	運用関連	地方団体運用マニュアル ※参考として現行版を添付	共通納税IFSの業務運用の概要、及び共通納税IFSの運用を行うために必要となるガイドライン・ルールなどを取りまとめたドキュメントである。	令和 7 年 7 月 （予定）
9		納付書情報登録ファイルの作成と登録方法に関するガイドライン ※参考として現行版を添付	納付書情報登録ファイルを用いて、納付書情報を登録・更新する際に留意すべき事項などを取りまとめたドキュメントである。	令和 7 年 7 月 （予定）
10		納付書作成に関するガイドライン	eL-QRに対応した納付書を作成する際に留意すべき事項などを取りまとめたドキュメントである。	令和 7 年 1 月

案件を特定するために活用できる番号等

The diagram illustrates the structure of a Japanese tax receipt (MPN standard) with numbered callouts 1 through 4 pointing to specific fields:

- ①** Points to the **共通納税機関コード** (Common Taxation Agency Code) field, which is the 7-digit code starting with '77' (四角県).
- ②** Points to the **案件特定キー** (Case Identification Key) field, which is the 20-digit code starting with '3201234567890100000045000248000000000000'.
- ③** Points to the **確認番号** (Confirmation Number) field, which is the 6-digit code '654327'.
- ④** Points to the **税目・料金番号** (Tax Item/Charge Number) field, which is the 3-digit code '678'.

(画像はMPN標準帳票の場合)

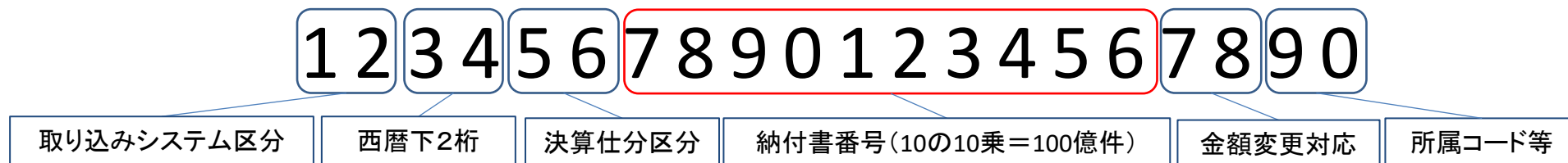
- ① 共通納税機関コード 団体ごとに3つを上限として地方税共同機構が付番。口座管理等に活用することを想定。
- ② 案件特定キー 案件を特定するための20桁の番号。地方公共団体が任意で付番できる。
- ③ 確認番号 納付書を特定（再発行等のため案件とは別途管理）するための6桁の番号。地方公共団体が任意で付番できる。
- ④ 税目・料金番号 収納対象の税目・料金種類を区分するための3桁の番号。MPNが管理する全国共通の番号。

- 案件特定キーは20桁を割り当てることができるが、同様に複数の種類の公金を扱っているコンビニ納付の場合は、収納機関等に割り当てられる21桁から、コンビニ収納代行業者が顧客識別のため使用する3～5桁を除いた16～18桁の番号で案件を一意に特定している。
- コンビニ納付を行っている団体においては、コンビニ納付の採番の仕方を活用しながら、残りを庁内で案件を特定するキーとして活用することが考えられる。
- また、これまでこのような採番ルールの整理を行っていない団体においても、このような考え方を参考に、複数システム間で重複がないような採番ルールを設定することが必要。

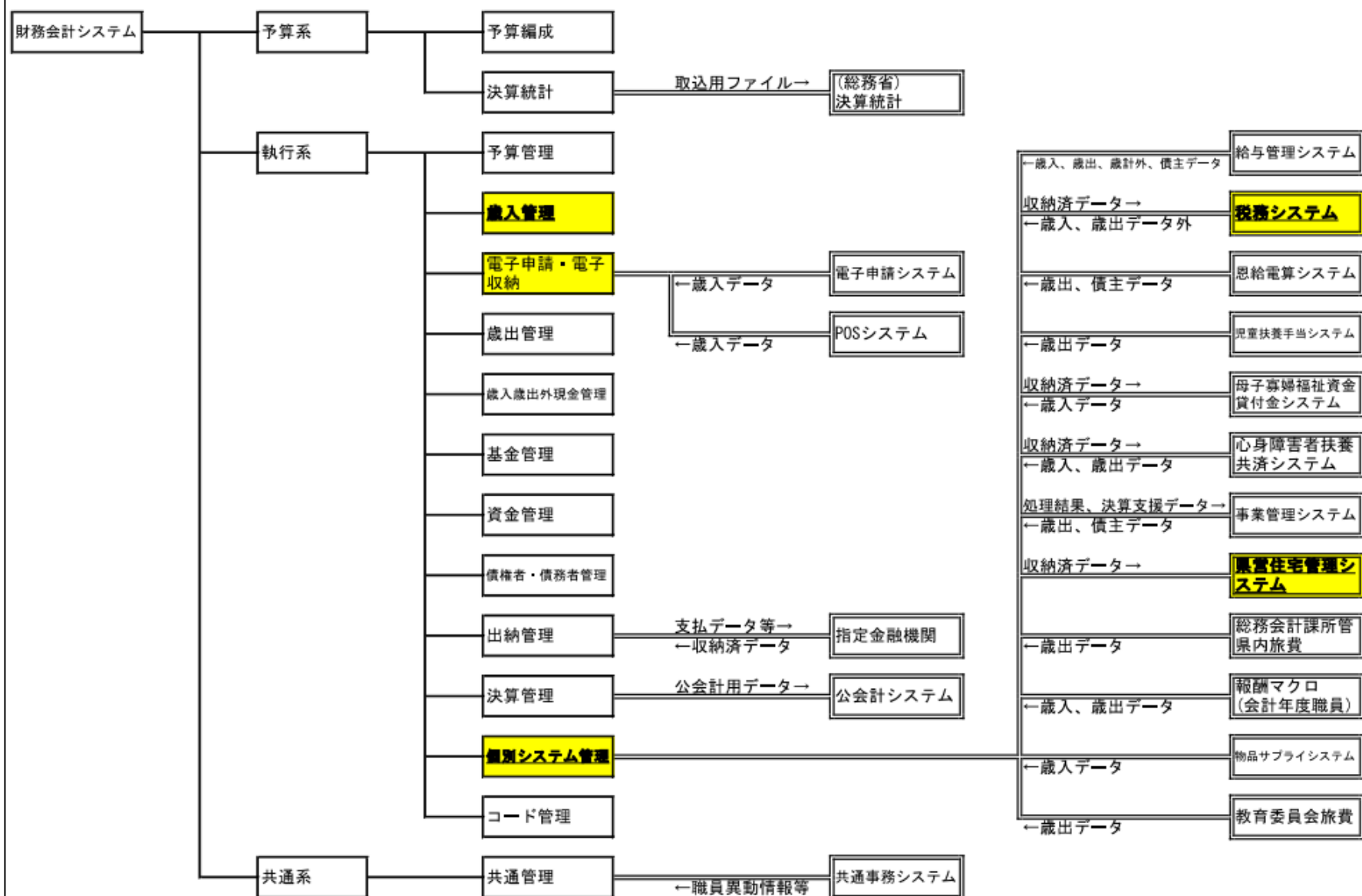
【参考】コンビニ収納を導入している地方公共団体の採番ルールの例（16桁）



【参考】20桁での採番の例



富山県財務会計システム概要図（システム関連図）

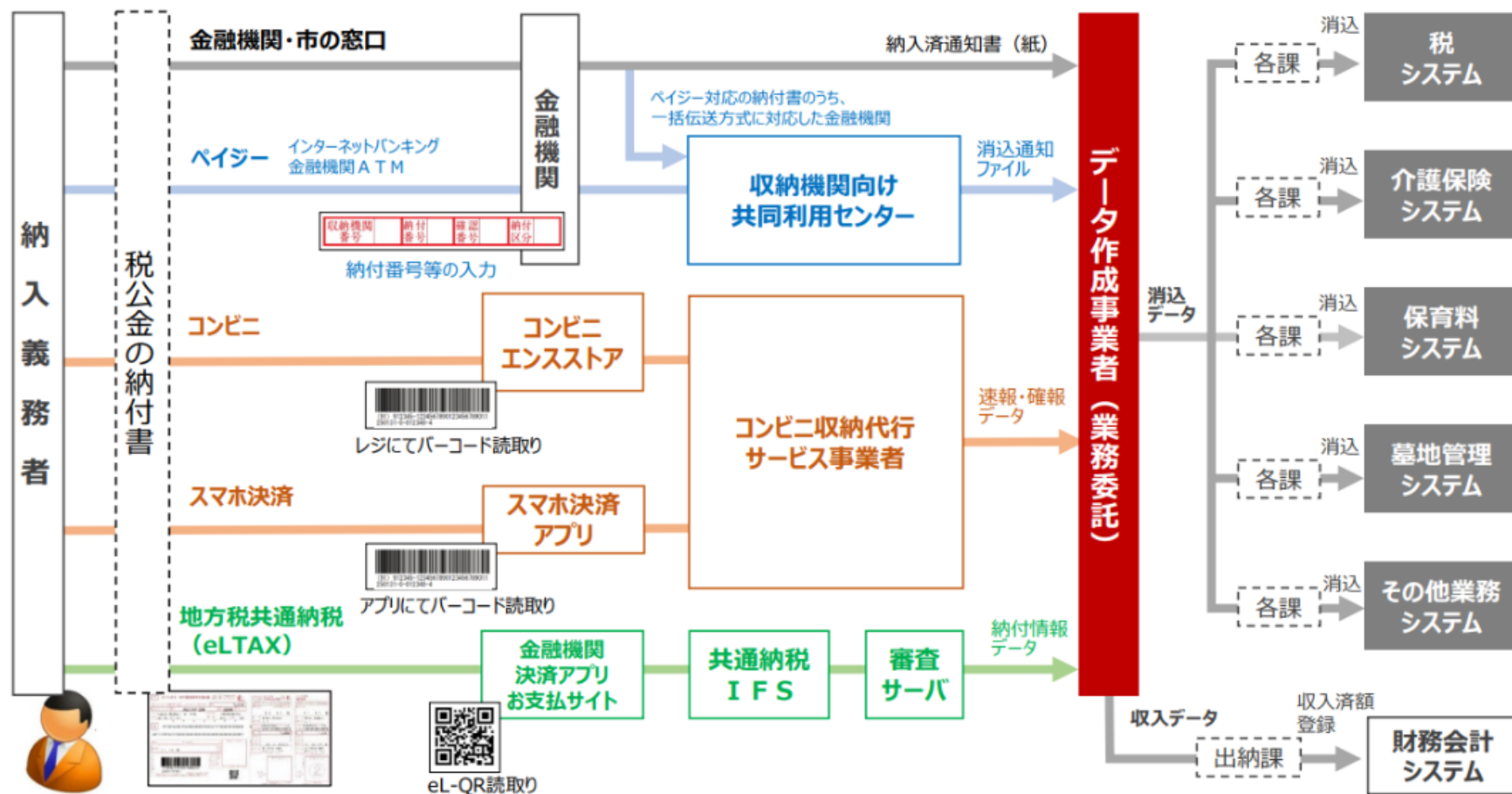


消込事務の流れ



さいたま市

- さいたま市では、水道料金・下水道使用料等の一部の公営企業会計を除き、全ての納付手段の納付情報をデータ作成事業者が受領する。
- データ作成事業者は、全ての納付手段について消込データ（納付書番号・金額等のデータ）を各業務システムの形式に合わせそれぞれ作成する。
- あわせて、収入データ（会計・予算科目ごとの収入済額のデータ）を財務会計システムの形式に合わせ作成する。
- これにより、納付手段が追加された場合であっても、データ作成事業者が既存の形式により消込データや収入データを作成するため、各業務システムや財務会計システムについて、消込のための大規模な改修が不要となる。



2 インシデント事例

(1) eL-QR、eL番号に設定するコードの誤り

□ 事例

- ・収納機関番号（固定値13800）に団体コードを設定
- ・納期限に年月日を設定すべきところをゼロ埋め、未設定
- ・口座番号をゼロ埋めで設定すべきところを数値を設定
- ・税目・料金番号に誤ったコードを設定など

□ 影響

- ・納税者はスマートフォン決済アプリなどを利用不可
- ・チェックディジット等特定のコードを誤ると、一部金融機関でeL-QRの読取が不可となり、eL番号を手入力するか指定金融機関等として扱う必要が生じる
- ・共通納税機関コード等の特定のコードを誤ると、地方団体名等を金融機関に確認する等の作業が発生し、当該団体への特定徴収金振込が通常より遅延

□ 予防策

- ・コードが仕様書の規定どおり（固定値、ゼロ埋め等）となっているか、ベンダーと共に確認を徹底
- ・事前に地方税お支払サイトの試験環境等でテスト用の納付書等でeL-QRの読取検査を徹底

報告事項①

eL-QR付納付書の作成不備に起因するエラーの防止

令和7年2月5日開催
第3回eLTAX検討部会

(2) eL-QRの格納データと納付書券面の情報が不一致

□ 事例

- ・ 納付番号等にeL番号と異なる地方団体独自の管理番号を印字(画像例)
- ・ 他、システムエラーにより券面に印字された納付額とQRに格納された納付額が異なるなど

□ 影響

- ・ eL-QRが読み取れない場合に金融機関が券面の情報を手入力すると、共通納税IFSと紐づかないデータと資金が連携される。振込先不明のため機構口座に資金が滞留し、残高とデータの不一致で全地方団体への特定徴収金振込が停止

□ 予防策

- ・ 納付番号等とeL番号が一致しているか確認

報告事項①

eL-QR付納付書の作成不備に起因するエラーの防止

令和 7 年 2 月 5 日開催
第 3 回eLTAX検討部会

(3) eL-QRが破損

eL-QRの下部が見切れ、欠損している

□ 事例

- ・印刷時に範囲設定を誤りeL-QRが一部欠損 (画像例)
- ・他、プリンタの設定誤りにより、窓口発行時のeL-QRの精度が低下など

□ 影響

- ・eL-QRが読み取れない場合、納税者はスマートフォン決済アプリを利用できず、金融機関はeL番号を手入力するか指定金融機関等として扱う必要が生じる

□ 予防策

- ・発注時にeL-QR周囲の余白などを印刷会社等に正しく指示
- ・事前にテスト用の納付書でeL-QRの読取検査

報告事項①

eL-QR付納付書の作成不備に起因するエラーの防止

令和7年2月5日開催
第3回eLTAX検討部会

(4) 公金の納付書にeL-QRを印字

後期高齢者医療保険料（公金）の納付書に、

eL-QRを印字

□ 事例

- ・ 基幹税務システムの仕様上、税目・料金別にeL-QR印字のON・OFFを選択できる仕様になっており、誤って公金の納付書にeL-QR印字ONを設定

□ 影響

- ・ 現在、機構は公金を取り扱えないため、地方団体へ送金すると法令違反のおそれ
- ・ 資金の組み戻し処理（機構→金融機関、金融機関→地方団体）に係る調整と発行済み納付書の全回収

□ 予防策

- ・ 令和8年9月まではeL-QRの印字は税に限ることを、庁内の税以外の納付書作成担当者にも徹底、必要に応じシステム上の制御を設ける

【補足】税目・料金番号体系における付番（確定）

公金担当
閲覧必須



「地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（令和6年11月）」（抜粋） ※見積参考資料から変更があった箇所を赤字で記載

- 付番方法
- 税目・料金番号 「201_水道使用料～203_水道使用料・下水道使用料」、「224_寄附金」及び「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」は、スマホ決済アプリ等事業者においてシステム制御が必要な公金であり、それぞれ対応する番号の設定が必須。
 - 税目・料金番号 「204_国民健康保険料～223_住宅使用料」については、それぞれ対応する番号の設定を推奨。
 - 上記以外については、税目・料金番号「244_集合納付（公金用）～260_公金10」の中から、地方公共団体の事情に応じて適切に設定。
- ※ なお、特定公金以外の公金と、特定公金の両方を含んだ1枚の納付書を作成する場合は「225_特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）」の設定が必須。

税目・ 料金番号	名称	略称名			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
201	水道使用料	水道料	水道料金	スイドウ	スイドウリョウ
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ゲスイドウ	ゲスイドウリョウ
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ジョウゲスイ	ジョウゲスイ
204	国民健康保険料	国保料	国民健保料	コクリョウ	コクリョウ
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	カイゴホケン	カイゴホケンリョウ
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	コウキコウレイ	コウキコウレイヤ
207	道路占用料	道路占用	道路占用料	ドウロセンヨウ	ドウロセンヨウ
208	行政財産目的外使用許可使用料	財産使用	財産使用料	ザイサンヨウ	ザイサンヨウ
209	港湾占用料	港湾占用	港湾占用料	コウワンセンヨウ	コウワンセンヨウ
210	河川占用料	河川占用	河川占用料	カヘンセンヨウ	カヘンセンヨウ
215	土地賃貸料	土地賃貸	土地賃貸料	トチンタイ	トチンタイリョウ
216	保育所利用料	保育料	保育料	ホイクリョウ	ホイクリョウ
217	認定こども園利用料	こども園	こども園料	コドモエン	コドモエンリョウ
218	幼稚園利用料	幼稚園料	幼稚園料	ヨウチエンリョウ	ヨウチエンリョウ
219	高校授業料	高校授業	高校授業料	コウコウ	ジコウヨウリョウ
220	学校給食費	学校給食	学校給食費	キョウシヨク	キョウシヨク
221	放置違反金	放置違反	放置違反金	ホウチイハンキン	ホウチイハンキン
223	住宅使用料	住宅使用	住宅使用料	ジユウタク	ジユウタクシヨウ
224	寄附金	寄附金	寄附金	キフキン	キフキン
225	特定公金（資金決済法の制約を受ける公金）	特定公金	特定公金	トクテイコウキン	トクテイコウキン
244	集合納付（公金用）（※）	集合納付	集合納付	シユゴウ	シユゴウ
245	分割納付（公金用）（※）	分割納付	分割納付	ブンカツノウ	ブンカツノウ
246	分担金	分担金	分担金	ブンタンキン	ブンタンキン
247	負担金	負担金	負担金	フタンキン	フタンキン
248	使用料	使用料	使用料	シヨリョウ	シヨリョウ
249	手数料	手数料	手数料	テスリョウ	テスリョウ
250	その他公金	公金	公金	コウキン	コウキン
251～260	公金1～公金10	公金1～10	公金1～10	コウキン1～10	コウキン1～10

※ 金融機関窓口において、利用者が意図せず納税準備預金から地方税以外の公金を納付してしまう処理誤りのリスクがあるため、当面の間は、地方団体での地方税と地方税以外の公金が混在した1枚の納付書（集合納付書）は作成不可

ステップ4 関係機関との調整

- 納付書の様式変更や事務フローの見直しについて、金融機関や収納代行業者等と早期に情報共有し、必要な協議を行う。

(留意事項)

- ・ eL-QRを活用した公金収納を行う場合の納付書の様式については、地方税共同機構が令和7年1月に公開仕様書として発出している「納付書作成に関するガイドライン」に沿ったものとする。
この際、マルチペイメントネットワーク標準帳票や、ゆうちょ銀行の「カク公」「マル公」などの各種様式への準拠の対応を検討すること。
- ・ 納付書の様式変更については、金融機関においてシステム改修等が必要な場合もあるため、様式変更の内容検討段階から早期の情報共有・協議を行うこと。
特に、令和8年9月のサービス開始に向けては、金融機関による納付書の様式審査が、同時期に集中し、通常よりも時間を要することも想定されるため、できる限り速やかに、審査を依頼できるようにすること。
- ・ 納付書については、金融機関との間で読み取りテストを行うこと。この際、テストが不合格となることも想定し、あらかじめ金融機関と調整のうえ、余裕を持ったスケジュールで読み取りテストを行うこと。(→資料4－1)

地方税以外の公金のeL-QR付き納付書の読取りテストについて

- 地方税以外の公金の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なることから、以下のとおり、追加税目対応時（3ページ参照）に準じて、地方税以外の公金の納付書の読取りテスト（下図の①）を実施するものとする。

【地方団体に対応をお願いしたい事項】

- (1) 各地方団体において、4ページの手順を参考に、指定金融機関（少なくとも1金融機関）と調整の上、当該金融機関に対し、地方税以外の公金に係るeL-QR付きの納付書を送付いただきたい。

※ 地方税以外の公金の納付書は、各地方団体内でも帳票の様式や作成担当部署が様々であることから、読取りテストの実施に際しては、テスト先金融機関側に混乱が生じないように地方団体内で実施時期等を取りまとめるうえ、調整いただくなどご留意いただきたい。

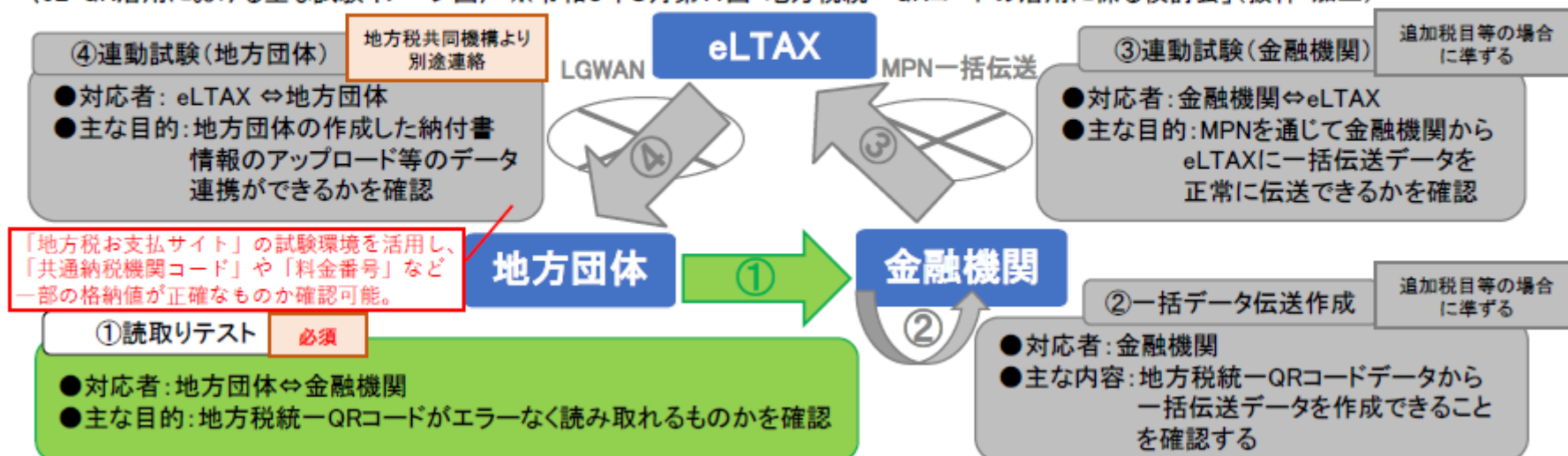
- (2) eL-QRの格納値の設定が適切かどうかについては、(1)(3)の読取りテストでは確認できない場合もあるため、過去の生成エラー事案を参考にしつつ、基幹ベンダーとも調整し、各地方団体において確認の徹底をお願いしたい。

※ 併せて、納付書の発出前に下図の④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効。

【金融機関に対応をお願いしたい事項】

- (3) 地方団体より、読取りテストに係る納付書の送付があった場合には、4ページの手順を参考に、eL-QRをエラーなく読み取れるか確認の上、当該地方団体に結果を回答いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和5年8月第11回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（抜粋・加工）



eL-QRを活用した公金収納の開始に向けた工程と留意すべき事項

ステップ5 団体連動試験

- eLTAXと地方公共団体側システムの間で問題なく運用ができることを確認するため、サービス開始前に団体連動試験を行う。団体連動試験は地方税共同機構の指定するスケジュールで実施する。
(→資料5-1)

(留意事項)

- ・ 令和8年9月にサービスを開始する場合の団体連動試験は、令和8年4月より順次実施する予定であり、地方税共同機構からの連絡をよく確認し、的確に対応すること。
- ・ 令和8年9月より後にサービスを開始する場合の団体連動試験の日程についても、別途地方税共同機構より調整のうえ連絡するため、的確に対応すること。
- ・ 団体連動試験に関する詳細については、地方税共同機構から別途連絡があるため確認すること。

ステップ6 運用開始に向けた体制整備

- eL-QRを活用した公金収納のサービス開始までの間に、「住民等からの問い合わせに係る対応の整理」（団体内で対応するもの、地方税共同機構や決済事業者に回すもの など）や「インシデント発生時の対応の整理」など、必要となる庁内の運用体制を整備する。

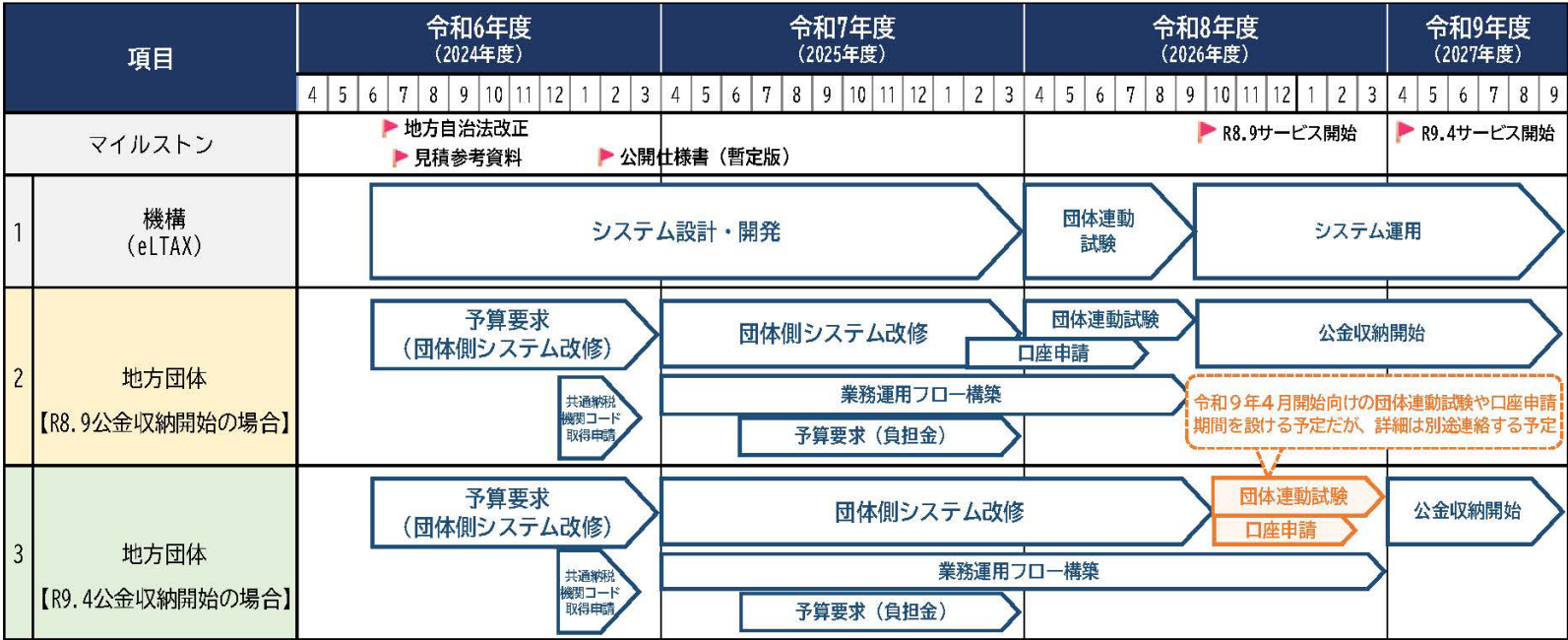
(留意事項)

- ・ 問い合わせ対応については、総務省・地方税共同機構で別途整理のうえ連絡する予定であり、これを参考にすること。
- ・ eLTAX側にインシデントが発生した場合の連絡方法、地方公共団体側にインシデントが発生した場合の報告手順等についても別途整理のうえ連絡する予定であり、これを参考とすること。



3. スケジュール（案）

● 現状で想定しているスケジュール（案）は、以下のとおり



※ 税部門においては、連動試験を含めてeLTAX更改と併せて対応いただくことから、項目2 地方団体【R8.9公金収納開始の場合】のスケジュールを参考

- 運用開始までには、団体連動試験（疎通試験・機能性確認試験・総合連動試験）を実施いただくことが必須である。令和8年9月から公金収納に対応する場合には令和8年4月から順次試験対応をいただきたい。なお、既に該当の共通納税機関コードで対応済みの場合において令和9年度等の後続のタイミングで新規の公金に拡大する場合には、地方税共通納税システムの試験環境を開放するため任意の時期に試験することが可能である。（インターネット接続の場合も同様）
- ただし、令和8年9月以降に新規の共通納税機関コードを取得する場合の、共通納税機関コードの取得申請、団体連動試験等の詳細スケジュールは、年1回の実施を基本として、機構にて別途連絡する予定である。

都道府県のDX推進体制での取組について

- 都道府県は、「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に係る今後の進め方について（依頼）」（令和7年1月24日付け総行情第9号、総情第6号）の下記の記載も踏まえ、市町村のeL-QRを活用した公金収納の導入に向けて、都道府県のDX推進体制で取り組むことを検討する。

「都道府県と市町村が連携したDX推進体制構築に係る今後の進め方について（依頼）」（抜粋）

- ・eL-QRを活用した公金収納の取組の推進

eL-QRを活用した公金収納については、令和8年9月以降の開始に向けて、市町村間で検討が先行している団体の事例共有や課題解決に向けた知見の共有を行うことが重要であるため、各都道府県において、推進体制を活用した市町村間の情報共有をご検討いただきますようお願いいたします。

また、推進体制の会議の場において、総務省から国の取組の説明や先行団体の検討状況の紹介等を行うこともできるため、積極的に相談ください。

（推進体制での取組例）

- ・ 総務省が実施している取組状況に関する調査等を調査・照会（一斉調査）システムから取得し、都道府県内市町村の回答状況を共有することで、取り組み状況が見える化する。
 - ・ システム改修において案件を一意に特定する方法等の取組に係る具体的な手法について、都道府県内市町村のベンダーとの調整状況・対応策を共有するなど知見を共有する
 - ・ 都道府県内市町村におけるeL-QRを活用した公金収納の認識度合いに差がある場合に、基礎的な知識の共有の場として、総務省職員等を講師とする説明会を実施
- ※ 総務省職員等の派遣については、随時、総務省行政経営支援室において相談を受け付けることとしているため、積極的に活用されたい。

★地方税共同機構 ★eLTAX

地方団体が共同して運営する法人として平成31年に設立された。地方税に関する電子手続のポータルシステムであるeLTAXや自動車税等関係手続システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動等の業務を行っている。

★地方税共通納税システム

地方税及び地方税以外の公金の納付にあたって、eL-QR等を活用した複数の納付手段を提供することにより利用者の納付手続の電子化を実現するとともに、地方団体や金融機関との納付・入金情報を電子的に共通管理するための、地方税共同機構が構築・運用・保守を行うシステムのことをいう。

★共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）

「統一納付書マスタ」の管理画面等の提供を行うシステムをいう。LGWANの閉域網内に地方税共同機構がLGWAN-ASPとして構築・運用を行う。

地方団体は、共通納税インターフェースシステムと連携して納付書情報のアップロードや納付情報のダウンロード、メンテナンス等を行う。

★地方税統一QRコード（eL-QR）

総務省と全国銀行協会によって共催された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」にて定義された二次元コード。利用者がPCやスマートフォンから電子納付する場合や、金融機関に納付書を持ち込んだ場合等に、納付書の情報を読み込むために使用する。

★eLマーク

地方税共通納税システムに対応する納付書であることを、利用者や金融機関窓口職員が認識できるようにするためのマークとして、地方税共同機構が制定したマーク。eL-QRを付した納付書には必ず表示することとされている。

★eL番号

納付書を一意に特定するキー情報として地方団体が採番を行う情報。

地方団体は自団体の採番規則を検討し、「共通納税機関コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」の組み合わせで、納付書を一意に特定できるようにしなければならない。

★税目・料金番号

税目や料金の区分を示すコードをいい、MPNにて規定される。

★共通納税機関コード

地方税共同機構から各地方団体へのファイルや公金の提供先を示すコードをいい、地方団体からの申請により、地方税共同機構において付番する予定。
1 地方団体につき、既に地方税の収納のために割り振られたものを含めて3つまで取得することが可能。

★案件特定キー ★確認番号

納付書を一意に特定するためのコードをいい、地方団体において付番する。

★納付情報ファイル

いつ、誰が、誰に、どの税目・申告区分・期別の税金・公金を、いくら、どのように支払ったか等を示す納付情報データを格納するファイル。共通納税IFSから地方団体がダウンロードする。

★納付書情報登録ファイル

納付書に対応する納付書情報データを格納するファイル。地方団体が共通納税IFSにアップロードする。

★全件アップロード方式

納付書発付のタイミング等で、利用者に納付書が送達される前に納付書情報の全件をアップロードする方式をいう。

★選択アップロード方式

利用者が電子納付を行いたい納付書を選択して地方団体へ依頼することで、地方団体が納付書情報を依頼の都度アップロードする方式をいう。

★マルチペイメントネットワーク（MPN）

代金等の支払について、各種収納機関と金融機関を結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する様々な決済に関わるデータを伝送するためのネットワークサービス。eL-QRを活用した収納においては、地方税共同機構が収納機関となって利用している。